

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-1-4
治安対策の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 広報県民課長 三原 亮二 電話番号 0852-26-0110 (代)

| | | |
|---------|---|--|
| 事務事業の名称 | 犯罪被害者支援事業 | |
| 目的 | (1) 対象 | 県民（犯罪被害者） |
| | (2) 意図 | 犯罪被害者等の被害を早期に回復させるとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を講ずる。 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等に対し、診断書料・初診料等、遺体修復・遺体搬送に係る費用の公費負担や一時避難場所を確保する。 ・精神的負担を軽減するため、犯罪被害者等に対し、カウンセリングを実施する。 ・犯罪被害者等の相談、直接支援体制を確立するため、民間支援団体に対し、支援を行う。 ・犯罪を許さない社会を醸成するため、県民に対し、被害者の声に耳を傾ける講演会を開催し、県民の理解を増進させる。 | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 |
|----------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 1 | 指標名 被害者支援実施率 | 目標値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | % |
| | 式・定義 | 取組目標値 | | | | | | |
| | 実績値 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | | | |
| 2 | 指標名 被害者支援に関する講演会等の開催率 | 目標値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | % |
| | 式・定義 | 取組目標値 | | | | | | |
| | 実績値 | 74.1 | 110.0 | 105.0 | | | | |
| | | 達成率 | - | 100.0 | 100.0 | - | - | % |
| | | 達成率 | - | 110.0 | 105.0 | - | - | % |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|--------------|-------|-------|
| 事業費 (b) (千円) | 4,354 | 5,509 |
| うち一般財源 (千円) | 4,251 | 5,013 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|------------------------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む） |
|---------------------|------------------------|

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 平成29年度の被害者支援対象事件数は123件で、全ての事件で適正に被害者支援を実施した。また、公費負担制度は34件運用
- 平成30年度7月末現在の被害者支援対象事件数は32件で、全ての事件で適正に実施している。また、公費負担制度は8件運用
- 平成29年度の被害者支援講演会等21回開催（警察署18回）
- 平成30年度7月末現在の被害者支援講演会12回開催（警察署11回）

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 全ての被害者支援対象事件に対して被害者支援を確実に実施するとともに、必要な事案に対しては公費負担制度を適用して、犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減することができた。
- 県下の被害者支援担当者に対する研修会で神奈川県警察の被害者支援担当者（警部補）を招へいし、実践的な被害者支援についての教養を行い、担当者の知識の涵養に努めた。
- 「命の大切さを学ぶ教室」や警察署地区ネットワークの講演会を継続的に開催したことにより、被害者も加害者も出さない社会づくりに対する理解が広がっている。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 犯罪被害者や遺族等の負担は、犯罪による直接的被害のみではなく、経済的・精神的負担を伴うが、それを完全に解消することができない。
- 個々異なる被害者に対し、適切な被害者支援を実施するには、被害者支援に関わる職員の知識、技能が一定水準に達していることが求められるが、職員の育成には時間を要する。
- 県西部での被害者支援対象事件は少ないが、東部に比べ被害者支援体制がやや脆弱である。

②困っている状況が発生している「原因」

- 犯罪被害者等の負担を完全に解消する制度や仕組みがない。
- 大量退職や人事異動により、十分な知識、技能を有する職員が不足している。
- 警察本部主催の研修等に事件対応等で出席できない職員がおり、教養の機会を十分与えられない。
- 県西部の部外カウンセラーが少ない。

③原因を解消するための「課題」

- 犯罪被害者等の負担軽減のため、公費負担制度の充実及び被害の発生直後から専門的知識を有する職員による迅速・的確なカウンセリング支援等が必要である。
- 被害者支援経験者等による研修等を充実し、担当する職員に被害者支援意識の醸成と必要な知識技能の習得、向上を図る必要がある。
- 関係機関等との連携強化、組織的被害者支援体制の充実を更に進める必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 公費負担制度を適切に運用して、対象となる犯罪被害者等に対しては確実に適用する。
- 警察部内に専門的知識を有する部内カウンセラー（臨床心理士）を採用、配置し、その運用に向けた検討を進める。
- 引き続き、専科教養や研修会の機会を設けて、支援経験者や被害者遺族等による講演や想定訓練等により、担当する職員に必要な知識と技能の習得、向上を図る。
- 被害者サポートセンター等の関係機関との協力、連携を更に強化し、迅速かつ柔軟な被害者支援を継続する。